

会学の中では「リスク社会論」とでも呼ぶべき動向が大きな盛り上がりを見せ始めることになる。こうした動向の中であって、社会学的なリスク論の展開にとって決定的な画期を作り出したのが、ルーマンの、オートポイエーシス概念に基づく社会システム理論の立場からするリスク論であるといえる。

本稿は、従来のリスク研究におけるルーマンのリスク論の位置づけを明示化し、まだ緒に付いたばかりの「社会学的リスク研究」の進展に資することを目的としている。と同時に、このようにルーマン理論に基づいて「テクノロジー的－エコロジー的リスク」というごく具体的な問題を考察していくことは、ルーマンの社会システム理論の、これまで社会学においてはあまり顧みられてこなかった可能性を析出することにもつながっていくものと思われる。ルーマン理論は、もともと「コンティンジェンシー (Kontingenz)」や「機能的等価性」に主眼をおくものであるのだが、こんにちの社会学の中においては「等価機能主義」の立場と直結している「ありそうになさの公理」は、したがってまた、ルーマン理論の批判的ポテンシャルは、あまり強調されてこなかった。

ルーマンは、現にあるもののありそうになさ (Unwahrscheinlichkeit) を仮定することから始めて、そうであるにもかかわらずいかにして形式 (秩序、構造等) が現に可能となっているのか、と探求する方途を「ありそうになさの公理 (Unwahrscheinlichkeitstheorem)」と呼び、みずからの立論の基盤に据える。つまり、こうした「ありそうにない」ことが、いかにして、(そのシステムにとっては)「ノーマルなこと」「自然なこと」として「前提」とされ可能となっているのかを明らかにしようとするのがこの立場である。なぜ、そのありそうにないことが、現に「ありそうなこと」として現象してしまっているのか。そこにはどんなメカニズムがはたらいており、ひょっとするとある種の「問題」を抱えつつも、その問題をたえず「隠蔽」することで、当該システムの作動が保証されているのではないか。これが、機能主義と現象学とを接続させようとするルーマン理論の主導的問いとなる。ルーマンのこのような基本的な姿勢は、リスク論の論脈においても、もちろん貫徹されており、それどころか、このテーマにおいてこそ、この「公理」が大きな意味をもってくるものと思われる。本稿では、第1章においてまず、リスク研究の現状を確認し、次いでリスク社会論の先駆的論者であるベックの時代診断を一瞥し、その上で、第2章でリスクと危険 (Gefahr)、ならびにそれに相応した決定者／被影響者との区別を基軸とするルーマンのリスク社会学の基本的視座を確認する。第3章では、今日の新しいリスクを「非知 (Nichtwissen)」の概念によって特徴づけるベックとルーマンを取り上げ、非知問題へのアプローチ方法の点から具体的な事例を参照しつつ両者を比較している。続いて、(ルーマンのリスク論の枠組みに依拠しつつ) 第4章と第5章では、主として決定者の立場にそくして、第6章と第7章では主として被影響者の立場に即して、こうした非知の問題の有する社会的な含意を探っている。

第1章 リスク社会論の展開

(節構成：第1節 リスク研究の現在／第2節 U.ベックのリスク社会論)

第1章では、O.レンとK.P.ヤップを手がかりとしながら、リスク研究を、(1)技術的なリスク分析、(2)リスクに関する経済学的パースペクティブ、(3)リスクに関する心理学的パースペクティブ、(4)リスクに関する社会学的パースペクティブ、(5)リスクに関する文化的パースペクティブに区分し、(1)－(2)／(3)－(5)をさらに、「コンテクスト中立的な把握」／「コンテクスト

特定の把握」と区分し、後者の代表的論者として、ルーマンのリスク論とM.ダグラス/A.ウィルダフスキーを挙げた。しかしダグラスらの立場は、ルーマン自身が批判しているとおおり、個人主義的な出発点を前提としており、社会学的なパースペクティブの出発点としては不十分であり、本稿では、社会学的なリスク論の枠組みは、リスク/危険の区別に依拠するルーマンのリスク論によって準備されたとみている。

もっとも、そうはいつでも社会学において「リスク論」に先鞭をつけたU.ベックの諸研究を等閑にはできないので、本章の後半部分において、彼のリスク社会論を一瞥した。ベックの研究テーマは、大きく、環境リスクを主眼としたリスク社会論と、それと連動した個人化論という二つの柱から成り立っている。この二つは、ベックにおいては密接に連動しているのであるが、80年代の後半以降に、ドイツ内外でそれぞれに別個のかたちで論議され大きな反響を呼ぶことになった。本稿の課題と直接的なつながりのある彼のリスク社会論に関していえば、(1)今日のリスクは、非知としての特徴を有しており、(2)したがってリスク定義が、科学的知見に大きく依存する。(3)さらにこうしたリスクは「宿命としてのリスク」という半ばパラドクシカルな特徴を帯び、(4)「作為者と犠牲者とが一体化」という「ブーメラン効果」が現出する。(5)このようなリスクは、「世界リスク社会」とでも呼ぶべきものを招来し、(6)さらには、「他者というカテゴリー」を終焉にいたらしめる。(7)もっとも他方で、「新しい国際間の不平等」もまた顕在化・深刻化せざるをえない。(8)このような新しいリスク状況においては、リスクによる被害状況と階級関係とが切り離され、リスクをめぐる運動・連帯も、困窮による連帯から不安による連帯へと変化していくことになる。

こういったことを主要な論点とするベックのリスク社会論は、もちろん、時代診断の点等ではルーマンのリスク論と重なる部分が多い。しかし、両者間の決定的な立場の違いはやはり無視することができない。両者の比較は社会学的リスク研究の進捗にとって不可欠の論題となるので、本稿においても以下の諸章においてその比較を試みている。

第2章 社会システム理論によるリスク研究：ルーマンの基本的視座

(節構成：第1節 リスク/安全の区別とリスク/危険の区別/第2節 リスクと時間/第3節 ルーマンにおける「時間」概念/第4節 時間次元と社会的次元の緊張関係：決定者と被影響者/第5節 時間結合：規範・稀少性・リスク/第6節「新しいリスク」とルーマンのリスク社会学)

続く第2章では、前章で主題としたベックの所説を念頭におきつつ、ルーマンのリスクの社会学を概観している。まずベックの「リスク」概念に関して、J.C.アレグザンダー/P.スミスやW.ボンスの所説に依拠しながら、その不首尾さを指摘し、その上で、リスク/安全の区別にかえてリスク/危険の区別に依拠したルーマンのリスク概念を取り上げた。ルーマンによれば、未来の損害の可能性が、みずからでおこなった「決定」の帰結とみなされ、そのような決定に未来の損害が帰属されるという場合、その未来的損害の可能性は「リスク」として記述され(損害可能性の自己帰属)、未来の損害の可能性が、自分以外の誰かや何か(社会システムも含む)によって引き起こされたものだ、とみなされる場合には、未来の損害可能性は「危険(Gefahr)」として記述される(損害可能性の外部帰属)。この区別は、何がリスクか/安全かの水準に定位するファースト・オーダーの観察とは区別されたセカンド・オーダーの観察の水準に依拠するものである。このようなルーマンのリスク/危険の区別の背景には、言うまで

もなく、社会の複合性（Komplexität）の増大という事態が存している。第2節と第3節では、リスク概念をルーマンの時間論、とりわけ同時性に関する所論との関わりで論及し、それを踏まえて、——これまでのリスク管理論においては等閑にされてきた——現在の未来／未来的現在の差異の拡大という事態が、時間次元と社会的次元との緊張関係を生み、決定者と被影響者とのパースペクティブの不一致を現出させているというルーマンの考え方を、第4節と第5節において明らかにした。ルーマンは、上述したリスク／危険の区別と相即的に、決定者／被影響者（Betroffene）とを区別する。同じ出来事が、前者にとっては未来的損害の可能性がリスクとして現出し後者にとっては危険として現出するのである。この現出の仕方の相違は、その損害回避のための連帯の形式もそれぞれ別様なものたらしめ、今日の社会における「根本問題」を形作ることになる。ルーマンによれば、この決定者／被影響者の「溝」こそが今日の抗議運動の契機の一つをなしているのである。本章最終節では、こうしたルーマンのリスク論の背景にある「新しいリスク」の特徴を、「伝統的リスク」「産業的・福祉国家的リスク」と対比しつつ、触れておいた。ここで示唆されたこの「新しいリスク」を、「非知」概念のもとで主題的に論ずるのが、第3章での課題となる。

第3章 非知のエコロジー

（節構成：第1節「非知」の問題／第2節 リスク社会学における「非知」概念：ベックとルーマン／第3節「非知」をめぐるコミュニケーション／第4節 専門知と非知／第5節 非知をめぐる「意思疎通」）

今日のエコロジー問題を社会的に捉えるとき、避けてとおることのできないのが、とりわけエコロジーに関連する「非知」の問題である。というのは、エコロジー的コミュニケーションは、このような非知を重要な契機としつつ進捗しているからである。副次的結果をもたらす数々の「リスク」は、我々の日常的な感覚によっては捉えることができず、長期的潜伏・因果関係の過度の複合化等のゆえに損害の程度や種類、規模もまた不確かであるので、被害者には被害についての自己定義が強いられる。ここに、新しいリスクによる災害の災害としての新しさがある。こうしたエコロジー的「非知」の問題を社会的に議論している代表的な論者として、本章ではベックとルーマンを取り上げ比較している。ベックは、確かに非知の問題を明示的に議論してはいるものの、しかしそうした伏在するリスクは、誰がどのようにみてもいわば「客観的に」そこに存在するものとして考えられてしまっている。もちろんベックは一方で「リスク構成主義」を標榜しているのだが、しかし、徹底した構成主義に依拠するルーマンに対してポレミカルな態度をとっていることからみても、ベックの立場は「不十分な構成主義」（K.P. Japp）であるといわざるをえない。第3節では、非知のコミュニケーションの具体的事例として1978年夏の合州国ラブキャナル事件を取り上げ、非知のコミュニケーションにさいしては徹底した構成主義的立場に立つことの必要性が、つまりはルーマンのリスク論の枠組みの必要性が示唆されている。このような非知の問題は、専門家システム（expert system）ならびにそうしたシステムが提供する様々な知に対する「信頼」に対しても大きな影響をもたらす。A.ギデンズも指摘するとおり近代のたとえば科学をはじめとした専門家システムは、知識の「埋込み状況からの離脱（disembedding）」を促進し、そこで生み出される「専門知」は、それぞれの行為者が位置づけられている前後のコンテキストの直接性から切り離されて、いわば一般的な妥当性を獲得する。だが、ルーマンの立場からすると、今日のエコロジー問題に鑑みる

ときには、「そもそも知識が何らかの代表性をもって主張されたりまたそれなりの権威をもってコミュニケーションされうるような場所があるのかどうか」が問われることになる（第4節）。そうであるだけにこのような非知のコミュニケーションの頻出という事態とどのようにして折り合いをつけうるのかが、喫緊の課題として提起されねばならない。ルーマンは、この点に関しては、S.ヤサノフに示唆を受けた「説得されずに進捗する意思疎通という政治文化」の成熟に期待をつないでいる。政策決定を停滞させてしまうことなく、しかしまた、専門家や国家による一元的な行政処理をも回避することをめざすこの考え方は、確かに具体的にどのようなかたちで実践されうるのかという点についてはまだ必ずしも明らかではないが、しかし、非知の問題に鑑みるなら社会学的に彫琢していくに値するものであろう。

第4章 信頼の技法とリスク

（節構成：第1節 リスクと信頼／第2節 社会的弁別化の規制メカニズム／第3節 ルーマンのシステム理論における「信頼」：人格的信頼とシステム信頼／第4節 リスク・コミュニケーション論における「信頼」の位置／第5節 システムの非対称化）

ところで、上述した非知のコミュニケーションの頻出という事態に対する対処法として今日リスク政策の場面で取り入れられているのは「参加」や「情報開示」である。参加や情報開示の要請に応えることは決定者の下す決定への「信頼」を高める上できわめて重要であることは言うまでもない。本章では、信頼調達の技法に焦点をあてリスク政策の場面での具体的方途としてのリスク・コミュニケーション論を取り上げ、その上で「ありそうになさの公理」に基づくルーマンのシステム理論的なリスク論の視角から、その危うさに関して批判を行っている。近年、信頼は、社会学においても、とりわけ90年代以降、頻繁に言及される重要な研究課題となってきた。ところがルーマンは、社会的弁別化の規制メカニズムとしての信頼に対しては、非知の問題に鑑みつつ否定的に捉えており、したがって、決定者／被影響者の溝を信頼を介して規制する試みにはむしろ批判的な眼差しを向ける。このような信頼の技法として今日のリスク研究において論議されているのが「リスク・コミュニケーション」である。リスク・コミュニケーション論においては、「信頼」は、化学物質等による環境リスクを伴う事業を展開しようとする企業や行政が、そうしたリスクにさらされる可能性のある当事者を説得し、彼らの合意を調達するための技法として、取り上げられている。ここで問題となっているのは、単に「リスク情報」の送り手個人そのものに対する信頼ではなく、むしろ、そうした情報を送る組織あるいは機関（企業組織や行政組織）への信頼（ルーマンの術語でいえば「人格的信頼」から区別された「システム信頼」）である。しかし、本章で問題としているのは、こうした信頼による非知の問題への対処法それ自体がすでにかなりリスクに満ちたものであり、しかしそうであるにもかかわらず、対処法自体のリスク性が隠蔽されており、隠蔽されているがゆえに、リスク処理を迫られているシステムが作動可能となっている、ということである。決定者／被影響者を「架橋」する試みであるこうした信頼の技法は、同時に、決定者／被影響者の差異を隠蔽する試みでもあり、そのこと自体によって（当のシステムにとっては「問題」とはならない別の）リスク問題の再生産に資してしまっているのである。最後の第5章ではこの点をもう少し抽象的な水準で、システムの「非対称化」という1984年の『社会システム理論』における概念に引きつけて論じておいた。こうした立論が、「ありそうになさの公理」に基づくものであることはもはや明らかであろう。

第5章 リスク変換とシステム合理性

(節構成：第1節 システムの問題転移メカニズム：初期ルーマン理論を手がかりに／第2節 ルーマンにおけるリスク変換の概念／第3節 「リスク変換」概念によるドイツ医薬品規制政策分析：G.クリュッケンの試論／第4節 システム合理性の今日的意味)

上述してきたような「非知」の問題を孕む危険やリスクは、ルーマン自身述べているとおり、こんにちではますます「政治化」されつつあり、政治に対するコントロールの要請が高まってきている。政治システムは、いったいいかにして、こうした非知の問題に対して「対処」することができるのかという点が本章での課題である。そのさい、本章では、リスク政策を記述する概念として、ルーマンの「リスク変換 (Risikotransformation)」概念の有効性に着目している。まず第1節では、リスク変換の概念を理解するための手掛かりとして、システムの外部の「問題」がシステム内部の問題へと変換される事態を記述する初期ルーマンの「問題転移」概念を取り上げた。ルーマンによれば、政治システムは、テクノロジー的・エコロジー的リスクそのものに対処しようとするのではなく、そうしたリスクをいったん、こうした政治に固有のリスク—例えば次の選挙で落選するリスク、世論で支配的なテーマが変化し現在の政策が正当に評価されなくなるリスク等—へと「変換」し、そうした変換された政治的リスクに対して反作用している。したがって、一前章で触れた主題とも関わってくるが—リスク変換の概念は、規制当局側からすれば、政治的—行政的な決定が、受容されない、あるいはその決定への信頼性を喪失するかもしれないという「リスク」(政治的リスクへと「変換」されたリスク)を背負わざるを得ないということを含意している。政治システムにおける決定は、セカンド・オーダーの水準での観察を続けながら下されざるを得ないことから、たえざる「トーク」=外部に向けての表出が不可欠とされる。このような観点から、第3節では、リスク変換概念に依拠したG.クリュッケンのリスク政策の国際比較分析の試論を取り上げ、このリスク変換の考え方の含意をより具体的な水準で探った。さらに、このリスク変換概念は、ルーマンの考える「合理性」の概念へと直結するものなのであり、最終節では、この点を、かねてから様々な議論を誘発してきたルーマンの「システム合理性 (Systemrationalität)」概念と関連づけながら論じた。

第6章 抗議運動

(節構成：第1節 問題の所在：ルーマン理論における「抗議運動」／第2節 政治システムにおける「中心と周辺」／第3節 初期ルーマンにおける抗議運動の位置づけ：68年ドイツの「学生反乱」評価／第4節 組織の「不確かさ吸収」と抗議運動／第5節 抗議の形式／第6節 ルーマンの抗議運動論の今日的意味)

ここまでの前2章が決定者の立場に即した叙述であったのに対して、第6章と第7章は、主として被影響者の立場から、とくに抗議運動に着目して、議論を進めている。すでに述べたように、決定者／被影響者という社会的な亀裂の中にルーマンは抗議運動の源泉を見いだしており、こうした論脈をたどっていくならば、ルーマンが抗議運動を積極的に議論の俎上に載せようとしていることは容易に予測できる。だが、これまでルーマンのシステム理論は、システムの外部からの抗議や批判を拒絶するテクノクラティックな意識に基づくものとして捉えられてきた。しかしルーマンは、公式組織に主たる理論的関心を注いでいた初期の頃から後期のいわゆる「オートポイエーシスのシステム理論」の時期にいたるまで一貫して、抗議運動についてはきわめて積極的な位置づけをおこなっている。本章では、この点を確認するために、90年代

のルーマンの政治論における抗議運動についての叙述に目を向け（第2節）、次いで、この叙述を念頭におきながら、初期ルーマンにおける68年ドイツの「学生反乱」についての評価を追尾している（第3節）。ところで、『社会の政治』（2000）では、ルーマンは、抗議運動を、コーポラティブな国家という拡大された「中心」に対する「新しい周辺」として位置づけ、環境に対してより大きな感受性を有したセクターという意味づけを与えている。その上で、抗議運動にとって重要なのは、成功する（つまり政策過程に参加する）か／失敗するか、ではなく、むしろ、抗議の可能性を保持し続けること、つまりは、（決定者ではない）被影響者の立場に立ち続けることとする。このような晩年のルーマンの論述は、1966年のCDU/CSUとSPDの大連合政権のもとで議会の90%以上が「与党化」したことに対抗し、議会制民主主義そのものの危機感の中から生まれてきた、学生・知識人たちの「議会外の野党（APO）」を、ルーマンが68年の論文の中で積極的に評価していることと、明確に連動している。さらに、第4節では、組織における「不確かさ吸収」のメカニズムとこうした抗議運動とを連関させてルーマンが議論している点に着目し、本稿の「はじめに」で触れておいたルーマンの「ありそうになさの公理」の内実を、抗議運動と組織との関連においても明示化しておいた。第5節では、「抗議という形式」、すなわち「抗議する側／抗議される側」という区別の明確化が、抗議運動の統一性の確保にとって必要であるとするルーマンの抗議運動論の、現在の「社会運動論」の中における意義を探っている。この抗議という形式に関するルーマンの所説は、社会運動の「成功」と「社会運動性」との内在的緊張という問題に連なるものであり、すでに本稿第3章と第4章で述べておいたルーマンの「参加」ゼマンティックに対する懸念からも明らかなおお、あくまでも決定者／被影響者、という図式を崩さず、「抗議の形式」の一方の側にとどまり続けることの積極的意味をルーマンは見いだそうとしているのである。というよりむしろ、ルーマンは、この決定者／被影響者、という図式を曖昧にし隠蔽してしまう動きを非常に警戒する。こうしたルーマンのリスク論の基本的姿勢は、次章で論じる蓄積的排除の問題に鑑みると、いっそう大きな意味を有するものであることが明らかになる。

第7章 包摂と排除

（節構成：第1節 環境的公正と包摂／排除／第2節 ルーマン理論における包摂／排除概念／第3節 蓄積的排除の問題／第4節 排除と空間的分離）

締めくくりとなるこの章では、これまでのルーマンのリスク論の枠組みに依拠しつつ、環境リスクをめぐる包摂と排除の問題に論及している。ルーマンは、リスク論とは別個に包摂と排除について論じているのだが、本稿では、この二つの論脈は、主として合州国において環境被害が人種的な居住地上の分断に応じて偏って顕在化することを「環境人種差別」として告発する「環境的公正」の議論を媒介にすることによって、結合させることができるのであり、しかもそのことによって得られる観点は社会学的リスク研究にとってきわめて重要な意味を持つという立場に立っている。もっとも、包摂／排除という概念ペアは、ルーマンの長い理論構築過程の中で、かなりの変化を経ており、私見では、90年代以降になってはじめて本稿での課題にとって有効であると思われる対概念へと彫琢されたといえる。ルーマンの包摂／排除の概念は、(1)包摂と排除とが明確な対概念としては現れてきていない1970年代、(2)明確に対概念として使用されるようになった1980年代（しかしその意味内容からして（2-a）1980年代前半と（2-b）1980年代後半とが区別できる）、(3)明確に対概念として使用しつつさらに蓄積的排除の問題

に論及しはじめる1990年代、という区別に基づいて叙述を進めている。この(3)の段階にいたってはじめて論じられるようになった「蓄積的排除」、すなわち、ある一つの機能的システムからの排除がそれ以外の多数の機能的諸システムからの排除を惹起するという事態は、リスク論のコンテキストにおいては、より深刻な環境被害がこうした排除領域に偏って現出しやすいという点できわめて重要である。しかも、こうした蓄積的排除の考え方を、P.フックスの「アドレス構成」概念に倣って、コミュニケーションにおける情報と伝達の差異の問題と関連づけるなら、このような排除領域はコミュニケーションの伝達審級としては現れにくくなる、ということの意味する。もっとも深刻な環境被害を被る者ほどその「危険」の体験を政治的なコミュニケーションの俎上に上せることが困難になるわけである。排除領域において「人間」は、都市再開発のようなかたちで施策の対象とはなりえても(=コミュニケーションのテーマ、対象、情報内容とはなりえても)、何かを伝えようとしているのだと見なされる側面、つまりコミュニケーションにおける遂行的要素は、著しく切りつめられることになる。コミュニケーションにとって重要な、情報と伝達の区別は、極端に縮減された、情報への関心へと剪定されてしまうのである。また、こうした排除領域はしばしば指摘されるとおり空間的な分断をともなって顕在化する。そうすると、こうした分断によって、環境被害を被る「被影響者」の存在はますます不可視化され、被影響者がそもそもみずからの見解を政治的な交渉の場に持ち込み、リスクを政治化していく機会が失われていくのである。

おわりに

このようにみえてくると、ルーマンのリスク論が「セカンド・オーダーの観察」に焦点をあて、一貫して、決定者／決定に関与できない被影響者という差異が(たとえば「参加」ゼマンティックなどによって)隠蔽されていく動きを非常に警戒し、むしろそうした「社会的亀裂」を際立たせ明るみに出し、再政治化することの必要性を認識させようという方向で議論を組み立てていることの今日的な意味が、浮かび上がってくる。もっとも、残された課題もまた大きい。とりわけデモクラシーをめぐる問題は、ルーマンのリスク論を、本稿で明らかにされた基礎視角をふまえつつ、さらに展開していくうえで、避けて通ることのできない論点であろう。しかしこの点を議論するには、ルーマンの政治システム理論に関する立ち入った検討、さらには、ルーマンの「機能的分化」についての詳細な論究やシステムの「閉鎖性」の含意を汲み取っていく作業が、必要になる。とりわけ、第4章での論述からも明らかのように、ルーマンは、非知の問題のゆえに機能システムの信頼の技法が限界につきあたっていることに気づいており、ルーマン理論の中での、エコロジー上の非知の問題に対する見解と機能分化テーゼとの関係は、きわめて微妙である。こうした重大な論点については別稿を期すことにし、ここでは、ルーマンのオートポイエーシスのシステム理論の立場から、現代社会において見いだされるリスク現象を社会学的に記述していくことの意味を確認しえたことをもって、本稿を締めくくっている。

論文審査結果の要旨

本論文は、ニクラス・ルーマンの社会システム理論に依拠しながら、現代社会のリスク現象を解明しようとするものである。1980年代以降、環境問題が深刻化していくなかで、「テクノロ

ジ的・エコロジー的なリスク」に関する議論が活発化してきたが、ルーマンのリスク論を体系的に描き出し、それをもってリスク現象の解明に寄与しようというのが本論文の課題である。論文は、七つの章と「はじめに」と「おわりに」からなる。

まず「はじめに」において、ルーマンのオートポイエーシスのシステム理論に依拠しながら社会学的なリスク研究を試みるという本稿の課題が設定され、次いでルーマンの「ありそうもなさの定理」が提示される。論者によれば、ルーマンは、社会秩序が本来「ありそうもない」にもかかわらず、現に「ある」というかたちで成立していることを「ありそうもなさの定理」として定式化した。リスク現象を解明する際にもこのような問題意識が働いているという。

第一章から第三章までは、ルーマンのリスク論の基本枠組が先行研究との比較をとおして明らかにされる。まず、第一章「リスク社会論の展開」では、リスクに関する先行研究が概観され、従来のリスク研究が抱えていた問題点が指摘される。ここでは、過去のリスク研究が、①「技術的なリスク分析」、②「経済学的パースペクティブ」、③「心理学的パースペクティブ」、④「社会学的パースペクティブ」、⑤「文化的パースペクティブ」という五つのタイプに区分され、リスクの社会学的分析の必要が説かれる。そのうえで、リスクの社会学的研究に先鞭をつけたのがベックであること、しかしベックのリスク論には一定の限界が存在し、その限界を突破したのがルーマンであることが述べられる。

第二章「社会システム理論によるリスク研究：ルーマンの基本的視座」では、ベックのリスク論との対比をつうじて、ルーマンのリスク論の基本概念が説明される。ルーマンのリスク論では、従来の「安全／危険」にかわって、「リスク／危険」という概念が導入されているが、ファースト・オーダーの観察に基づく「安全／危険」から、セカンド・オーダーの観察に基づく「リスク／危険」への転換によって、現代的なリスクを時間的次元と社会的次元との緊張関係のなかで把握する道が開かれたこと、いいかえれば、現代的なリスクが「現在の未来」と「未来的現在」との差異を拡大させている現代社会の時間構造のなかで起こり、「決定者／被影響者」のパースペクティブの不一致を生み出していることが明らかにされる。

第三章「非知のエコロジー」では、「知／非知」との関係のなかで「テクノロジー的・エコロジー的リスク」が考察され、エコロジー的コミュニケーションを「非知」のコミュニケーションとして捉えるルーマン理論の特質がベックやギデنزの議論との比較をとおして浮き彫りにされる。論者によれば、ルーマンの考えでは、現代社会のなかで発生するエコロジー問題は複雑かつ長期的な因果過程を内在しているため、もはや専門家システムのなかで生み出された専門的な知を以てしても対処することができず、したがって、エコロジー的コミュニケーションは「非知」のコミュニケーションとして進捗するほかない。「非知」のコミュニケーションが頻出する事態に対して、ルーマンは「説得されずに進捗する意思疎通」の考え方を提案しているが、論者は、このルーマンの提案のなかに現代的なリスクに対処する可能性を読みとっている。

こうして現代的リスクを「決定者／被影響者」という社会的関係のなかで分析するための理論的枠組が設定されたあと、続く第四章と第五章では「決定者」に関わる問題が、そして第六章と第七章では「被影響者」に関わる問題がルーマン理論に依拠しながら解明されていく。

第四章「信頼の技法とリスク」では、現代のリスク政策が批判的に検討される。今日、「参加」や「情報開示」をつうじて政策決定への信頼を高めようとする動きが活発化しているが、論者は、ルーマンがこうした決定者と被影響者との溝を埋める「信頼の技法」が新たなリスク

を発生させる可能性を孕み、しかもこのリスクが隠蔽されたままシステムが作動すること、それゆえルーマンは「信頼の技法」に対して懐疑的であることを明らかにする。

第五章「リスク変換とシステム合理性」では、「テクノロジー的・エコロジー的なリスク」と政治的リスクとの変換に関するルーマンの見解が議論の俎上に載せられ、リスクに対する政治システムの働きが考察される。ここでは、いったん初期ルーマンの考え方に立ち返り、システムが自らの外部問題を内部問題に置き換えながら外部問題に対処するという「問題転移」の概念が説明される。そのうえで、政治システムが「テクノロジー的・エコロジー的なリスク」を政治的リスクに変換しているというルーマンの考え方が「問題転移」の概念を発展させたものであることが示される。

第六章「抗議運動」では、抗議運動に関するルーマンの見解を紹介したうえで、ルーマン批判の反批判を行っている。ルーマンの理論は、初期の段階から「テクノクラートの」立場に立つ理論として批判されてきたが、論者は、このような批判が誤解に基づくこと、すなわち「決定者と被影響者」の差異の隠蔽を警戒するルーマンの考え方は、抗議運動を積極的に支持する理論的根拠を与えるものであり、実際、ルーマンは、初期の段階から学生や知識人の抗議運動を積極的に評価してきたことを、さまざまな事例を挙げながら立証している。そして、このようなルーマンの姿勢のなかに「ありそうなさの定理」の発想が貫徹しているという。

第七章「包摂と排除」では、機能的システムから排除された人々が同時に他の機能的システムからも排除されるという「蓄積的排除」の問題が取り上げられ、「包摂と排除」というルーマンの概念に依拠しながら説明される。その際、最初に、「包摂と排除」の意味内容の変遷がルーマン理論の歴史に即して概説され、それを踏まえて環境被害が排除領域のなかで頻出するメカニズムが論述される。そしてさらに、この問題が「情報と伝達の差異」の問題と関連しており、排除領域の人々がコミュニケーションや情報の対象となりえても伝達の担い手から外される理由が分析される。

最後の「おわりに」では、ルーマンのリスク論の特質が確認されたうえで、残された課題が提示される。

以上のように、本論文は、「テクノロジー的・エコロジー的リスク」に関するルーマンの議論を体系的に描き出すことを課題としているが、右の課題を達成するにあたって、リスクに関する先行研究はもとより、「機能構造主義」「オートポイエーシスのシステム論」とよばれるルーマンの社会システム理論を踏まえたうえで、緻密な議論を展開している。ルーマンのリスク論を彼の社会システム理論に即して内在的に理解することをとおして、ルーマンのリスク論の理論的特質と現代的意義を示すことに成功している。ルーマンの理論は難解であるために、これまで十分な理解を得てこなかったが、本論文は、その正確な理解をつうじてルーマンの社会理論の可能性を引き出すとともに、リスク研究の面でも多大な貢献をなしうるものと思われる。

よって、本論文の提出者は、博士(文学)の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。